

ウ 生物多様性ぎふ戦略の策定と推進<環境企画課>

生物多様性基本法第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考える ―生物多様性ぎふ戦略の構築―」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

◆第1の視点「森・川・海のつながりを守る」

→ 生物多様性の保全のための視点

◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点

◆第3の視点「ともに考え続ける」

→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化するものであることから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であるとした。

平成28年度は、策定から5年が経過したことから、本県の自然を取りまく状況の変化や県政の動向等を踏まえ、内容を見直した。見直しにあたっては、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入(平成24年4月)、「清流の国ぎふ憲章」の策定(平成26年1月)、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定(平成27年12月)等、県の施策を踏まえた。

県民が生物多様性について考えていく契機となるよう、外来生物(平成28年度及び平成30年度)や希少野生生物(平成29年度)に関するシンポジウムを開催した。引き続き、シンポジウムの開催や生物多様性ぎふデータベースの整備を行うとともに、「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」に基づく県公共事業での生物多様性保全の推進を図っていく。

エ 野生鳥獣の保護<環境企画課>

(7) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護・増殖を図り地域の生物多様性の確保にも資するため、令和2年度は期間満了に伴う鳥獣保護区の期間更新を9箇所において行った。

休猟区は、狩猟鳥獣の増加を図るため、知事が3年の期間を定めて指定することとしている(令和2年度は指定していない)。

特定猟具使用禁止区域(銃猟)は、銃猟による危険を未然に防止するため、又は、静ひつを保つため必要と認めた場合に、知事が10年の期間を定めて指定することとしており、令和2年度は10箇所、15,119haを指定した。

この他、立木竹の伐採等を制限して野生鳥獣の生息環境そのものを守る特別保護地区が、県指定20箇所1,594ha指定されている。

表2-4-2 鳥獣保護区等の指定状況(国指定鳥獣保護区含む)

| 区分 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 鳥獣保護区 | 箇所数 | 106 | 106 |
| | 面積(ha) | 75,375 | 75,375 | 75,302 |
| 上記のうち特別保護地区 | 箇所数 | 22 | 22 | 20 |
| | 面積(ha) | 4,104 | 4,104 | 4,025 |
| 休猟区 | 箇所数 | 7 | 7 | 4 |
| | 面積(ha) | 7,511 | 7,511 | 3,810 |
| 特定猟具使用禁止区域 | 箇所数 | 139 | 139 | 139 |
| | 面積(ha) | 71,219 | 71,219 | 71,219 |

備考) 県環境企画課調べ

(イ) 放鳥

放鳥事業では、主要な狩猟鳥であるヤマドリを放鳥して増殖することにより狩猟資源の維持を図るため、「岐

「岐阜県第12次鳥獣保護管理事業計画書」に基づき生息適地である鳥獣保護区及び休猟区内にヤマドリ30羽を放鳥した。

(ウ) 鳥獣保護思想の普及

野生生物保護功労者及び愛鳥週間にちなんで募集したポスターの入賞者を表彰し、入賞した愛鳥ポスターを展示して愛護精神の普及啓発に努めている。

(エ) 傷病希少野生鳥獣の保護

傷病等により保護された希少野生鳥獣を收容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図っている。

また、平成26年度に野生鳥獣リハビリセンターが開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリを同センターで実施している。

(オ) 鳥獣による被害の防除

野生鳥獣は、農林水産業に被害を及ぼす場合もある。このため、野生鳥獣被害防止助成金の交付や、有害鳥獣捕獲が適正かつ効果的に実施されるよう市町村等に技術的援助を実施した。

(カ) 生息調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の調査を県内全域で行った。

表2-4-3 ガン・カモ・ハクチョウ類の調査結果

| 年度 | 区分 | ガン類 (羽) | カモ類 (羽) | ハクチョウ類 (羽) | 合計 (羽) |
|--------|----|------------|------------|---------------|-----------|
| 平成30年度 | | 0 | 25,420 | 43 | 25,463 |
| 令和元年度 | | 0 | 29,062 | 28 | 29,090 |
| 令和2年度 | | 8 | 31,588 | 158 | 31,754 |

備考) 県環境企画課調べ

(キ) クマとの共存

ツキノワグマの出没情報については、県域統合型GISを活用し、地図情報「クママップ」として県ホームページで公開し、県民への注意喚起を行った。

オ 生態系に配慮した林業の推進

(ア) 地域森林計画<林政課>

森林の有する水源かん養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材生産の各機能を高度に発揮させるため、流域を単位とした森林の取扱基準及び森林資源からみた整備目標を定めた地域森林計画を、長良川森林計画区において樹立し、飛騨川、木曾川、揖斐川、宮・庄川の各森林計画区においては計画変更を行った。

(イ) 100年の森林づくり計画<林政課>

100年先の森林づくりでは、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点から、県内の民有林を「木材生産林」、「環境保全林」、「観光景観林」、「生活保全林」の4種類に区分する「100年の森林づくり計画（森林配置計画）」を策定することとしている。

令和2年度は、地域森林計画対象民有林の所在する市町村のうち18市町において延べ30回の地域検討会を開催し、森林を「木材生産林」や「環境保全林」等に区分することについて合意形成を図った結果、策定面積は約683千ha（木材生産林：約205千ha、環境保全林：約478千ha）となり、地域森林計画対象民有林のすべてにおいて「木材生産林」及び「環境保全林」が区分された。

(ウ) 林地開発の許可<治山課>

森林の適正な利用を確保することを目的に、「森林法」に基づく林地の開発の許可等に関する審査及び指導を行っている。林地開発許可及び保安林転用解除の状況は表2-4-4、2-4-5のとおりである。

表2-4-4 林地開発許可（新規）の状況

| 区分 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|----|--------|-------|-------|
| 件数（件） | | 15 | 14 | 9 |
| 面積（ha） | | 41 | 131 | 30 |

備考) 県治山課調べ

表2-4-5 保安林指定の解除状況（民有林）

| 区分 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| | 件数（件） | | 37 | 9 |
| 面積（ha） | | 29 | 6 | 6 |

備考）県治山課調べ

(I) 森林の保全管理＜森林整備課＞

適正な間伐の実施や、広葉樹施業、複層林施業の導入等により、野生生物の生息地・生育地の環境改善を図った。

林野火災や森林病虫害等による森林の被害は、森林の有する多面的機能を低下させる原因となる。

そのため、過去に森林被害が発生した場所や時期、原因等をGISに登録し、関係機関や市町村等に周知するなど、県民の森林被害防止意識の向上に努めている。

また、県内の松くい虫被害は、県南東部を中心に6市1村に渡り、次第に北部へ拡大しつつある。

令和2年度においては、被害面積94ha、被害材積は458m³となっている（表2-4-6）。平成30年度～令和2年度は国事業制度の変更により事業実績は無いものの、今後も引き続き、「森林病虫害等防除法」に基づく、各種防除事業を総合的に推進していく（表2-4-7）。

表2-4-6 松くい虫の被害状況

| 地域 | 年度 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---------|----|--------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|
| | | 面積(ha) | 材積(m ³) | 面積(ha) | 材積(m ³) | 面積(ha) | 材積(m ³) |
| 岐 阜 | | 26 | 24 | 17 | 21 | 22 | 28 |
| 西 濃 | | 0 | 0 | 18 | 152 | 1 | 31 |
| 揖 斐 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中 濃 | | 6 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 郡 上 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 可 茂 | | 5 | 147 | 32 | 153 | 14 | 178 |
| 東 濃 | | 50 | 65 | 50 | 65 | 50 | 60 |
| 恵 那 | | 4 | 82 | 3 | 88 | 6 | 122 |
| 飛 騨 下 呂 | | 19 | 6 | 11 | 134 | 1 | 39 |
| 計 | | 110 | 329 | 131 | 613 | 94 | 458 |

備考）県森林整備課調べ

表2-4-7 松くい虫の防除対策実績

| 防除方法 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|---------------------------|--------|-------|-------|
| | 被害木の駆除事業（m ³ ） | | 0 | 0 |
| 薬剤の地上散布（ha） | | 0 | 0 | 0 |

備考）1 県森林整備課調べ

2 被害木の駆除事業量は、駆除、予防（薬剤の地上散布以外）の合計事業量（国補）

(2) 希少野生動植物の保護<環境企画課>

ア 岐阜県レッドデータブックの公表及び「岐阜県希少な野生生物保護要綱」の制定

本県においても、近年、様々な人間の社会活動により、自然環境の悪化が引き起こされ、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を越す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001ー岐阜県レッドデータブックー」として取りまとめて公表するとともに、掲載した519種を後世に引き継ぐことを目的に「岐阜県希少な野生生物保護要綱」を制定した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

イ 「岐阜県希少野生生物保護条例」の制定

県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため、平成15年3月に「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種（両生類1種、魚類2種、植物13種）の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。

表2-4-8 岐阜県レッドデータブック改訂版
岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物の一覧

| 分類群 | 植物 | 哺乳類 | 鳥類 | 両生類・爬虫類 | 魚類 | 昆虫類 | 貝類 | 合計 |
|--------|-----|-----|----|---------|----|-----|----|-----|
| 絶滅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 野生絶滅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 絶滅危惧Ⅰ類 | 243 | 7 | 5 | 2 | 8 | 28 | 6 | 299 |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | 167 | 6 | 7 | 4 | 5 | 28 | 14 | 231 |
| 準絶滅危惧 | 109 | 8 | 21 | 4 | 14 | 77 | 14 | 247 |
| 情報不足 | 34 | 1 | 8 | 4 | 4 | 33 | 18 | 102 |
| 合計 | 553 | 22 | 41 | 14 | 31 | 170 | 52 | 883 |

備考) 県環境企画課調べ

資料: 岐阜県レッドデータブック改訂版

岐阜県レッドデータブックのカテゴリ一定義

| | | |
|--------|-------------------------------|--|
| 絶滅 | 県内では、すでに絶滅したと考えられる種 | 過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種 |
| 野生絶滅 | 県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種 | 過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種 |
| 絶滅危惧Ⅰ類 | 県内において、絶滅の危惧に瀕している種 | 生息・生育数が極めて少なく、または生息・生育環境も極限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種 |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | 県内において、絶滅の危惧が増大している種 | 生息・生育数がかなり少なく、または生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種 |
| 準絶滅危惧 | 県内において、生息・生育を存続する基盤が脆弱な種 | 生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現時点では直ちに絶滅が危惧されるほどではないが、環境の変化によっては個体数のさらなる減少が危惧され、絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する種 |
| 情報不足 | 県内において、評価するだけの生息・生育情報が不足している種 | 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリに移行し得る要素を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 |

備考) 県環境企画課調べ

資料: 岐阜県レッドデータブック

2 里山林の新たな担い手の確保・養成く恵みの森づくり推進課>

将来の里山づくりを担う人材を発掘・育成するため、里山づくり後継者養成講座を3回開催し、63名が参加した。

ぎふ木育指導員、ぎふ木育サポーターなどを対象にいろんな視点での森の観察や地域の特性を活かした森林づくりについての現地研修を実施した。

3 耕作放棄地対策<農村振興課>

耕作放棄地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、本県では耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払制度の活用や重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動を展開し、耕作放棄地の発生防止並びに耕作放棄地の解消に努め、令和2年度においては、102haの耕作放棄地を解消している。

・中山間地域等直接支払制度

本事業により、農業生産条件不利地域を支援し、自立的かつ継続的な農業生産活動等が図られ、新たな耕作放棄地の発生を防止することができた。

・重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動

耕作放棄地対策の重点推進期間として、令和2年8月から令和3年2月の間で『農地イキイキ再生週間』として設定し、本期間を中心に企業や一般県民の参加を得て、県内各地で耕作放棄地解消活動及び、普及・啓発活動を集中的に実施し、11地区で194名が参加した。

4 特定外来生物の防除<環境企画課>

アライグマやヌートリアなど外来生物による農業・水産業被害や人家への侵入など、県民生活に不安をもたらす事態が確認されたことから、平成18年度及び平成23年度に市町村や関係団体へのアンケート調査やインターネットを通じた情報提供の呼び掛けにより、特定外来生物20種が確認された。平成17年5月にはセアカゴケグモが、平成19年3月にはアルゼンチンアリが生息確認された。また、平成29年8月及び令和元年10月には、アカミアリが確認されたが、迅速な対応により拡散はしなかった。

環境大臣の防除の確認を受けた市町村数は、アライグマでは平成29年度に1町が新たに確認を受け計25市町に、ヌートリアでは1町が新たに確認を受け計26市町になった。なお、令和2年度には、アライグマ616頭、ヌートリア540頭が捕獲（鳥獣保護管理法に基づく有害捕獲と特定外来生物法の防除の確認による捕獲の合計）された。

第2節 野生鳥獣被害への総合的な対策

1 科学的・計画的な鳥獣被害対策の推進

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組み<環境企画課>

長期的な観点から、安定的な生息数の維持と野生動物による人身被害の防止、農林業被害の軽減及び自然環境の保全を図り、人と野生動物の共存関係を構築することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づきニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画（第二期）を策定した。

ニホンカモシカについては、林業被害等の防除を目的として令和2年度は127頭の個体数調整を行った。

ツキノワグマについては、秋季の主要な餌である堅果類の豊凶調査を実施し、その結果とともに、ツキノワグマによる人身被害を防ぐための普及啓発を行った。

イノシシについては、平成28年度から、これまでの狩猟期間（11/15～3/15）を更に延長（11/1～3/15）し捕獲の推進に努めた。

ニホンジカについても、イノシシと同様に狩猟期間を延長するとともに、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。

(2) ニホンジカの個体数管理<環境企画課>

農林業被害及び自然植生被害の軽減を目的としたニホンジカの個体数調整を実施し、令和2年度は大垣市他18市町村において5,935頭を捕獲した。

(3) 寄附講座<環境企画課>

平成24年4月に、岐阜県と岐阜大学が協定を結び鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

平成24年度から28年度までの第一期は、より効果的な野生動物管理施策の実現に向けた助言と提言を行うシンクタンク機関として野生動物の総合的な調査や研究を行い、第二種特定鳥獣管理計画の作成等の県の施策へ